

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年5月11日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して「県が管理する（国定公園に関する事業変更書類全部（H29年度）環境首都課）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月25日、実施機関は、本件請求に係る公文書については、「平成29年度に実施機関では、自然公園法に係る国定公園の区域における国定公園事業の変更は行っていないため、当該公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年5月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和5年6月27日、実施機関は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

あるべき書類（本来）国定公園エリア及びエリアに属する所であるため、無いのは可笑しい。県は無いとする証拠を提示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、公文書の件名欄に「1. 天神丸（風力発電事業）に関する事業に対して、民間事業者に対する相談窓口の記録と回答 2. 県が管理する（国定公園

に関する事業変更書類全部（H29年度）1. 環境管理2. 環境首都課」と記し、本件請求を行っている。

(2) 本件請求の当時、天神丸（山の名称）の周辺では、民間事業者による風力発電事業の計画について取り沙汰され、また、新聞報道がなされていた。

(3) (1) 及び (2) に記したことから、審査請求人は、(2) に記した民間事業者による風力発電事業への県の対応に関心を寄せ、当該事業が国定公園の区域において計画されているのではないかと考え、これに関連して、自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第4項及び第6項に基づき、それ以前に実施機関が決定し公示していた公園事業について、何らかの変更がなされたのではないかと想像して本件請求を行ったのではないかと思料する。

(4) この点、実施機関は、平成29年度において、それ以前に実施機関が決定し公示していた公園事業についての変更は一切行っておらず、したがって、本件請求の対象となる公文書を保有していない。

以上により、条例第12条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

なお、天神丸周辺において風力発電事業が取り沙汰されていた場所は、自然公園法第5条の規定に基づき、環境大臣が、徳島県知事の申出により、区域を定めて指定した国定公園の区域内に位置していないことを申し添える。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和5年6月27日	諮問
令和6年7月22日 第1部会（第13回）	審議
同 年8月26日 第1部会（第14回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を「県が管理する（国定公園に関する事業変更書類全部（H29年度）」と特定し本件処分を行っている。これに対して、審査請求人は、あるべき書類として、国定公園エリア及びエリアに属する所であるため、無いのはおかしいと主張しているため、以下、当該公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

実施機関の弁明書によると、平成29年度において、それ以前に実施機関が決定し公示していた公園事業についての変更は一切行っておらず、本件請求の対象となる公文書は保有していないとのことである。

自然公園法第9条では、国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）は都道府県知事が決定することとなっており、国定公園事業を決定したとき、廃止又は変更したときは、その概要を公示しなければならないと規定されている。

当審査会において、平成29年度の徳島県報を確認したところ、国定公園事業についての変更は掲載されておらず、本件請求に係る公文書の存在をうかがわせる事実は確認できなかった。

以上により、本件請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	